

天理市告示第 203 号

都市計画の案の縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画その他の処理施設を変更するため、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 7 日

天理市長 並河 健

- 1 都市計画の案の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画その他の処理施設 山辺・県北西部広域環境衛生組合 マテリアルリサイクル推進施設 (粗大・リサイクル施設)	天理市櫛本町の一部

- 2 都市計画の案の縦覧場所  
天理市建設部都市整備課

- 3 縦覧期間

令和 3 年 9 月 7 日（火）から令和 3 年 9 月 21 日（火）まで

- 4 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、年齢及び連絡先を併記した文書 1 通を市長あてとし、天理市建設部都市整備課に令和 3 年 9 月 21 日までに必着するよう提出すること。